

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した 県有施設脱炭素推進5か年プラン（案）

2023年 月

福 島 県

1 趣旨

この「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した県有施設脱炭素推進5か年プラン」（以下「プラン」という。）は、「ふくしまエコオフィス実践計画」（以下「エコオフィス計画」という。）に基づき、太陽光発電の最大限の導入（エコオフィス計画第九の3(1)）、建築物の省エネルギー対策とZEB化（同4）、電動車の導入（同6(1)）について、環境省の脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用する事業を中心に、具体的な取組方針や導入目標等を定めるものである。

2 プランの期間

策定から概ね5年間（2027年度まで）

3 プランの対象

- (1) 県有施設への太陽光発電設備導入
- (2) 県有施設への高効率照明機器（LED）導入
- (3) 公用車の電動化（電気自動車の導入促進及び充電設備の整備）

4 取組方針等

- (1) 太陽光発電設備の導入

【方針】

- 関係部局の密な連携・協力の下、設置可能性について検討を行い、最大限の導入を推進する。
- 導入手法として、自己所有方式、第三者所有方式（PPA方式）又はリース方式のうち、当該建築物又は敷地に最適な方式を検討し、導入するものとする。
- 太陽光発電設備の導入の利点、導入手法等の庁内に向けた説明会の開催や情報提供等により、太陽光発電設備導入に関する知識普及や全庁的な意識向上を図る。
- 新築建築物については、2022年10月策定の「県有建築物のZEB化協議実施要綱」に基づき、導入を進める。
- 既存建築物・敷地については、約30施設に導入の可能性を検討する。また、随時情報収集し、検討候補施設を追加していく。

【プラン期間内の導入目標】

設置可能な建築物（敷地含む。）への新たな導入：約2,300kW

※「設置可能な建築物(敷地を含む。)」の考え方

新築建築物	設置することができない、設置することが著しく不経済である等の特段の事情がある場合を除き、原則として全ての建築物を「設置可能な建築物」とする。
既存建築物	<p>以下の条件のいずれかを満たす建築物を「設置可能な建築物」とする。</p> <p>① 建築年数が20年未満の建築物（所管部局において合理的な理由により「設置不可」と判断しているものを除く。）</p> <p>② 建築年数が20年以上の建築物であって、所管部局において、調査等により太陽光発電設備の新設・増設が可能と判断しているもの</p> <p>【条件設定の考え方】</p> <p>○ 建築年数が相当期間経過している建築物は、太陽光発電設備を設置する場合に、構造計算や可能性調査を必ず行う必要があり時間と費用がかかること、かつ調査等の結果、改修が前提となるものや構造上設置が不可能と判断されるものが多いことが想定されること。</p> <p>○ 太陽光発電設備の耐用年数は17年であり、また、国の交付金を1/2充当して自家消費型太陽光発電設備を設置した場合、県負担分を回収するためには15年～20年が必要であるが、建築年数が相当期間経過している建築物はその期間内に大規模改修等が行われる可能性があること。</p> <p>○ 建築年数20年以上のものであっても、太陽光発電設備の可能性調査等を行い、所管部局が新設・増設が可能と判断していれば、設置可能な建築物として取り扱って差し支えないこと。</p>
敷地	敷地に余裕がある場合にその余裕のある部分を「設置可能な敷地」とする。

(2) 高効率照明機器（LED）の導入

【方針】

- 県有施設における消費エネルギー（電気使用量）の削減のため、県有施設への高効率照明機器（LED）導入を推進する。
- 脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用してLEDを導入する場合は、建替や大規模改修等の予定がない施設であって、電気使用量が多い施設、水銀灯を使用している施設等への導入を優先する。

- 蛍光灯照明器具の生産が終了していることを踏まえ、各部局等においてLEDの計画的な導入を検討する。

【プラン期間内の導入目標】

合同庁舎、県立学校、社会教育施設、研究機関など約50施設

(3) 公用車の電動化及び充電設備の整備

【方針】

① 公用車の電動化

- 市場に代替可能な電動車¹がない場合等を除き、公用車の新規導入・更新については、2022年度以降はリース車両を含めて順次電動車とし、使用する公用車全体でも2030年度までに全て電動車とする。
- 過去7年間の公用車更新状況から電動車への更新可能台数を推計し電動車の導入目標とする。
- 脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、特に、CO₂削減効果の高い電気自動車の導入を進める。

【プラン期間内の導入目標】

電動車200台 うち電気自動車100台

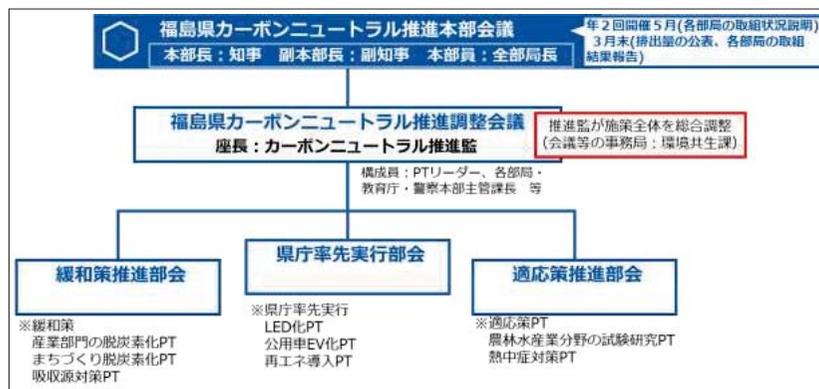
② 充電設備の整備

- 電気自動車導入に伴い必要となる普通充電設備の整備を進める。
- プラン期間内に、脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、県庁舎及び合同庁舎への普通充電設備の整備を進める。
- 充電設備整備を予定している上記以外の施設については、各施設所部局と連携して整備を推進していく。

5 進行管理

上記4の取組状況については、毎年度実績を取りまとめ、県庁率先部会において報告するとともに、翌年度以降については、関係部局等と調整を図りながら進めていく。

¹ 電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車



6 見直し

今後、財源状況や公用車の適正台数のあり方の検討状況等を踏まえ、適宜、プランの見直しを行うものとする。

～エコオフィス計画の目標～

2013年度を基準として、事務事業により排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに64%削減することを目標としている。

- 太陽光発電設備の導入率：設置可能な建築物（敷地を含む。）に新たに5,000kW以上導入
- 電動車の保有割合：100%（※市場に代替可能な電動車がない場合を除く。）
- 電気使用量の削減：30.9%
- ガソリン使用量の削減：52.9%

～プランによるエコオフィス計画目標達成への効果～

- 電気使用量：2013年度比3.08%減（2,455千kWh減）
 ※電気自動車導入による増加、LED照明導入及び太陽光発電設備設置による減少
- ガソリン使用量：2013年度比7.13%減
 ※ガソリン車100台分：278,294L減/年
 1台当たりの燃料費：411,867円減/年
- 電動車の保有割合：33%